

【令和3年12月1日時点版】

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金

【申請受付要項】

【対象者】

経済産業省の月次支援金を受給した事業者のうち、県内に住所・本店を有するなどの要件を満たす事業者。

※月次支援金を一月分受給している事業者へは一月分の、二月以上受給している事業者へは二月分の支援金を給付します。

ただし、月次支援金を上限額（個人事業者10万円、法人事業者20万円）で受給していない事業者は、本支援金の算定式上、給付を受けることができません。

【申請受付期間】

令和3年7月30日（金）9：00 ～ 令和4年1月31日（月）まで

【申請方法】：電子申請

「沖縄県観光関連事業者等応援プロジェクト支援金特設サイト」よりお申し込み下さい。

（URL）<https://oki-kankoshien-pr.com/>

右記のQRコードからもアクセスいただけます。



※郵送での申請書提出には対応していません。

【問い合わせ先】

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金事務局コールセンター
電話：050-3825-9018

（運営期間：令和3年7月28日（水）～ 令和4年2月（予定）
9:00～17:00（土日祝日含む））

1 支援金の目的

2021年4月以降に実施される緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う外出自粛の影響を受け、売上が50パーセント以上減少し、経済産業省の月次支援金を受給した沖縄県内の事業者に対して、事業継続を支援するため、予算の範囲内において「観光関連事業者等応援プロジェクト支援金（以下「県支援金」という。）」を給付します。

2 給付要件

次のすべての要件を満たす事業者が、県支援金の給付対象となります。

- (1) 経済産業省が給付する2021年4月から同年10月までを対象とした月次支援金を受給していること。

※月次支援金を上限額で受給していない事業者は、本支援金の算定式上、給付を受けられません。

- (2) 沖縄県内に住所を有する個人事業者又は沖縄県内に本店を有する法人事業者であること。

※個人事業者の場合は本人確認書類に県内住所が記載されていること。

- (3) 沖縄県が実施する公共交通運行継続支援金※¹及び酒類販売事業者支援金※²を受給していないこと。また、今後も受給しないこと。

※¹ 沖縄県では、一般常用旅客自動車運送事業等の許可を受け、沖縄県内に営業所を有している事業者に対して、運行継続のための支援を行っています。

※² 沖縄県では、酒類販売事業者及び酒類製造事業者に対して、観光関連事業者等応援プロジェクト支援金とは別の支援を行っています。

3 給付額（1回当たり）

県支援金は、月次支援金を受給した月のうち、異なる二月までを対象とし、各月について給付額の上限及び算定式は次に掲げるとおりとする。また、基準月及び対象月の考え方については下記のとおりとする。

基準月及び対象月の考え方について

基準月とは2019年または2020年の4月から同年10月までの月をいう。

対象月とは2021年の4月から同年10月までの基準月と同月の月をいう。

【個人事業者】

上限 10万円

算定式 $S = A - B - 10万円$

S：給付額（上限10万円。100円以下の単位は切り捨てとする。）

A：2019年又は2020年の基準月の売上 ※¹

B：2021年の対象月の売上 ※² -1-

【法人事業者】

上限 **20万円**又は**30万円**（基準月の売上による）

算定式 **$S = A - B - 20万円$** 基準月の売上が300万円以下の場合

S：給付額（上限20万円。100円以下の単位は切り捨てとする。）

A：2019年又は2020年の基準月の売上 ※¹

B：2021年の対象月の売上 ※²

算定式 **$S = A \times 20 \div 300$** 基準月の売上が300万円を超える場合

S：給付額（上限30万円。100円以下の単位は切り捨てとする。）

A：2019年又は2020年の基準月の売上 ※¹

※¹（月次支援金を特例申請等で申請した場合の基準月の売上については、次表の「基準月の売上の読替」の欄をご覧ください。）

※²（月次支援金を特例申請等で申請した場合の対象月の売上については、次表の「対象月の売上の読替」の欄をご覧ください。）

表：特例申請等の種類別の基準月及び対象月の売上の読替

特例等の種類	基準月の売上の読替	対象月の売上の読替
白色申告	2019年又は2020年の年間事業収入 ÷ 営業月数	2021年対象月の月間事業収入
2019年・2020年新規開業特例	開業年の年間事業収入÷開業年の設 立後月数	2021年対象月の月間事業収入
2021年新規開業特例	2021年1～3月の事業収入の合計 ÷ 2021年の開業した月から2021年 3月までの月数	2021年対象月の月間事業収入
合併特例	合併前の各法人の2019年又は2020 年の基準月の月間事業収入の合計	合併後の法人の2021年対象月の月 間事業収入
事業承継特例	事業を行っていた者の2019年又は 2020年の基準月の事業収入	事業の承継を受けた者の2021年対 象月の月間事業収入
罹災特例	罹災した年又はその前年の基準月 の事業収入	2021年対象月の月間事業収入
法人成り特例 ※	法人化前の2019年又は2020年の基 準月の事業収入	法人化後の2021年対象月の月間事 業収入

※ 法人成り特例においては、法人の設立年月日が**2021年4月1日**までの場合は**法人事業者**、法人の設立年月日が**2021年4月2日以降**の場合は**個人事業者**として取り扱う。（上限額及び算定式についても同様に取り扱う。）

4 必要書類

【個人事業者】

- (1) 「月次支援金の振込みのお知らせ」通知の表及び中面の写し（申請月毎のもの。）※
※「月次支援金の振込みのお知らせ」通知を紛失するなど、やむを得ない場合は、「月次支援金マイページ」の登録情報及び申請情報画面の写し。なお、事務局が追加で書類求める場合があります。
- (2) 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し※
※口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所
- (3) 本人確認書類の写し（申請日において有効期限内のもの。2回目申請で住所の変更が無い場合は省略可。）※
※以下のいずれかの書類の写し
（運転免許証（両面）、マイナンバーカード（裏面は不要）、写真付き住民基本台帳カード（裏面は不要）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票（申請日において発行より3か月以内）及びパスポート、住民票（申請日において発行より3か月以内）及び各種健康保険証）
- (4) 売上の減少が確認できる書類（月次支援金申請時に提出した基準年の確定申告書等及び対象月の売上台帳等。申請月毎のもの。）

【法人事業者】

- (1) 「月次支援金の振込みのお知らせ」通知の表及び中面の写し（申請月毎のもの）※
※「月次支援金の振込みのお知らせ」通知を紛失したなど、やむを得ない場合は、「月次支援金マイページ」の登録情報及び申請情報画面の写し。なお、事務局が追加で書類求める場合があります。
- (2) 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し※
※口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所
- (3) 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書（申請日において発行から3か月以内のもの。2回目申請で本店所在地の変更が無い場合は省略可。）
- (4) 売上の減少が確認できる書類（月次支援金申請時に提出した基準年の確定申告書等及び対象月の売上台帳等。申請月毎のもの。）

5 申請方法

- (1) 申請方法：電子申請（紙媒体の郵送等による申請の受付はいたしません。）
※迷惑メール設定をされている方は、必ず次の3つのドメインからのメールを受信できるよう設定してください。
なお、メール受信設定の操作方法についてはコールセンターや申請支援窓口では対応できませんのでご了承ください。

- ① **okikou.co.jp**
- ② **pref.okinawa.lg.jp**
- ③ **logoform.jp**

(2) 受付期間：令和3年7月30日（金）9:00 ～ 1月31日（月）まで

(3) 申請フォーム

右記のQRコードを読み取るか、次のURLを入力し、特設サイトへ移行してください。

沖縄県観光関連事業者等応援プロジェクト支援金特設サイト

URL : <https://oki-kankoshien-pr.com/>



(4) 推奨環境

◇パソコンでのご利用

	Windows	Mac (Macintosh)
推奨OS	Windows 10 以降	Mac OS X 10.12 以降
推奨ブラウザ	Google Chrome (最新版) Microsoft Edge (最新版)	Safari (最新版) Google Chrome (最新版)

※Internet Explorerでは動作が重くなったり、一部機能が表示されない場合があります。

◇スマートフォンでのご利用

	Windows	Mac (Macintosh)
推奨OS	Android 8.0以降	iOS 12以降
推奨ブラウザ	Google Chrome (最新版)	Safari (最新版) Google Chrome (最新版)

(5) 通知等

申請内容を審査した結果、本支援金の給付要件を満たすと認められるときは、指定の口座に支援金を振り込みます。なお、給付した場合の通知は行いません。（申請に使用した口座をご確認ください。）

本支援金の給付要件を満たさないと認められるときは郵送等により事由を付して不給付の旨、通知します。

6 問い合わせ先

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金事務局コールセンター

電話：050-3825-9018

運営期間：令和3年7月28日（水）～ 令和4年2月（予定）

9：00～17：00（土日祝日含む）

7 留意事項

- (1) 本支援金の上限に満たない給付の場合、選択する月によって給付額に差額が生じますが、一度 **申請した月を後から変更することはできません**ので、申請にあたっては十分ご検討ください。
- (2) 申請内容に確認を要する点がある場合や不備がある場合は、個別にメールまたは電話でご連絡します。確認の連絡後、1か月以上経過しても応答がない又は不備等が解消がされない場合は、本支援金を不給付として取り扱うことがあります。
- (3) 本支援金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、沖縄県は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (4) 本支援金の申請情報については、類似の支援事業等で活用する場合があります。予めご了承ください。
- (5) 個人事業者の場合、基準月と対象月との差額（2019年または2020年の基準月の売上－2021年の対象月）が少なくとも**10万1千円**、「2019年または2020年の基準月の売上が300万円以下」の法人事業者の場合は**20万1千円**を超えていなければ、観光関連事業者等応援プロジェクト支援金は算定式上、ゼロとなるため、給付されません。
- (6) 本支援金の申請においては、月次支援金を受給した月と**同月**での申請となります。

虚偽申請及び不正受給への対応について

申請書の審査段階及び一般からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、県警と適宜情報共有し、支援金を不正受給した事実が判明した場合は、受給した支援金全額を返還していただくなど厳正に対処します。

安易な考えで虚偽申請を行うことは重大な結果を招くこととなりますので、対象となる事業者でないにもかかわらず対象事業者を装い申請するなど、虚偽の申請は絶対に行わないようご注意ください。